

議案第29号  
宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の改正概要

1 子育て世帯や若者夫婦世帯の入居できる対象者の範囲を拡大

(1) 概要

令和5年12月22日付けで閣議決定された「こども未来戦略」において、子育て世帯等に対する住宅支援の強化もその施策として示されたことを踏まえ、市営住宅の入居者資格の一つである収入要件について、特に居住の安定を図る必要がある裁量世帯の収入の上限額を月額214,000円（改良市営住宅の場合は、月額139,000円。）とし、一般世帯の収入の上限額である月額158,000円（改良市営住宅の場合は、月額114,000円）よりも高く規定しておりますが、その裁量世帯となる子育て世帯等の対象者について拡充を図るものです。

(2) 条例の改正点

・第6条第4項第1号エの改正

裁量世帯となる子育て世帯について、次のとおり改正します。

同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合（改正前）

↓

同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合（改正後）

・第6条第4項第1号オの追加

入居者及びその配偶者のみで構成された2人世帯で、そのどちらかが39歳以下の場合には裁量世帯となるよう追加します。

## 2 同居親族要件の一部廃止

### (1) 概要

令和4年3月31日付けで国から通知のあった「公営住宅への入居者資格について」を踏まえ、市営住宅の入居者資格の一つである同居親族要件（※）を一部廃止し、住宅に困窮する若者単身世帯が入居できる制度を設けるものです。

なお、若者単身世帯向けの入居者募集においては、低層階や昇降機を有する住宅が60歳以上の者などの単身世帯向けとして高い応募倍率であることを踏まえ、現在は比較的低い応募倍率である階段室型の2階以上の住宅を主な応募対象とします。

また、若者単身世帯が入居後の自助努力により住宅困窮事情が解消していくことが考えられることから、入居手続は定期建物賃貸借によるものとします。

（※）同居親族要件とは、60歳以上の者やDV被害者などの単身で入居できる要件を満たさない限り、同居する親族があることを入居者資格とするもの

### (2) 条例の改正点

- ・第6条第2項第10号の追加

定期の入居をしようとする者については、60歳以上の者（第1号）やDV被害者（第9号）などに該当しなくても単身で入居できることとします。

- ・第12条の2の追加

定期の入居について追加します。

- ・第42条第1項第8号の追加

定期の入居期間が満了する時は、明渡しの請求ができることとします。

### 3 関係法令の改正に伴う所要の改正

#### (1) 概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律その他関係法令が改正され、令和6年(2024年)4月1日の施行を控え、関係する規定を改正します。なお、市営住宅の管理の内容については特にかわりません。

#### (2) 条例の改正点

条例の単身入居要件のうち、関係する部分を改正します。

- ・第6条第2項第9号イの改正

裁判所がした保護命令に関する部分を改正します。

配偶者暴力防止等法第10条第1項(改正前)

↓

配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条第2項(改正後)

- ・第6条第2項第9号ウの改正

被害者の保護に関する証明書を発行する機関について改正します。

婦人相談所による被害者の保護に関する証明書(改正前)

↓

女性相談支援センターによる被害者の保護に関する証明書(改正後)